

令和 5 年 度

第 3 回

徳島地方最低賃金審議会

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通
信機械器具製造業最低賃金専門部会

日 時 令和 5 年 10 月 19 日 (木)
午後 1 時 30 分～

場 所 徳島地方合同庁舎 5 階会議室
徳島市徳島町城内 6 番地 6

徳 島 労 働 局

次 第

1 金額改正審議

2 その他

資料目次

資料番号・資料名	頁
1 令和5年度 最低賃金に関する基礎調査結果（電気機械）……………	1
2 徳島県内の倒産件数・負債総額の推移……………	8

令和5年最低賃金に関する基礎調査結果

《徳島県特定最低賃金改正審議用資料》

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会用

- 1 令和5年最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - (1) 未満率の推移（令和5年～平成26年）
 - (2) 賃金分布、影響率グラフ
 - (3) 影響率

<添付資料>

総括表（1） 規模別、年齢別	【調査対象産業】電気機械器具等製造業
総括表（2） 性別、年齢別	【就業形態】全て（産別適用除外除く）
低賃金労働者の一覧表	

<集計概要>

	全体	1～9人	10～29人	30～99人
未満率	8.86%	3.23%	42.50%	4.08%
月平均賃金額	212,153	253,050	127,038	222,324
時間当平均賃金額	1,280	1,534	978	1,308
月一人当たり労働時間数	164	165	129	169
第1・20分位数	892	964	855	942
第1・10分位数	942	995	855	947
第1・4分位数	947	1,136	870	955
中位数	1,063	1,450	947	1,105

集計日 令和5年7月31日

1 令和5年最低賃金に関する基礎調査の概要

(1) 調査の目的

徳島地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、徳島県内の労働者の賃金の実態を把握することを目的として実施するものである。

(2) 調査の地域

徳島県全域

(3) 調査対象産業および事業所規模

製造業	1～99人
情報通信業のうち新聞業及び出版業	
卸売業、小売業	1～29人
学術研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
医療、福祉	
サービス業（他に分類されないもの）	

(4) 調査事業所の選定

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム）を母集団とし、産業別、事業所規模別に層化無作為により選定した。

(5) 調査事項（調査対象期日は令和5年6月1日現在）

① 事業所に関する事項

名称、所在地、事業内容、法人番号、労働者数

② 労働者に関する事項

性別、就業形態、年齢、勤続年数、基本給の賃金形態及び6月の基本給額（見込額）、6月分の精皆勤・通勤・家族手当及びその他の手当（各見込額）、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数

(6) 集計方法

① 集計事項

(ア) 産業、就業形態、規模、年齢別の1時間当たり所定内賃金階級別労働者数

(イ) 産業、就業形態、性別、年齢別の1時間当たり所定内賃金階級別労働者数

※ 1時間当たりの所定内給与額を次式により算出する。

$$\frac{\text{月間所定内賃金額 (A)} - (\text{精皆勤手当} + \text{通勤手当} + \text{家族手当})}{\text{(A) に対する月間所定労働時間数}}$$

② 集計結果

集計結果数は、抽出調査結果を母集団に復元（労働者数で復元）した数字である。復元の方法は、各産業、規模ごとの母集団労働者数をサンプル労働者数で除し、復元率を算出している。

2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

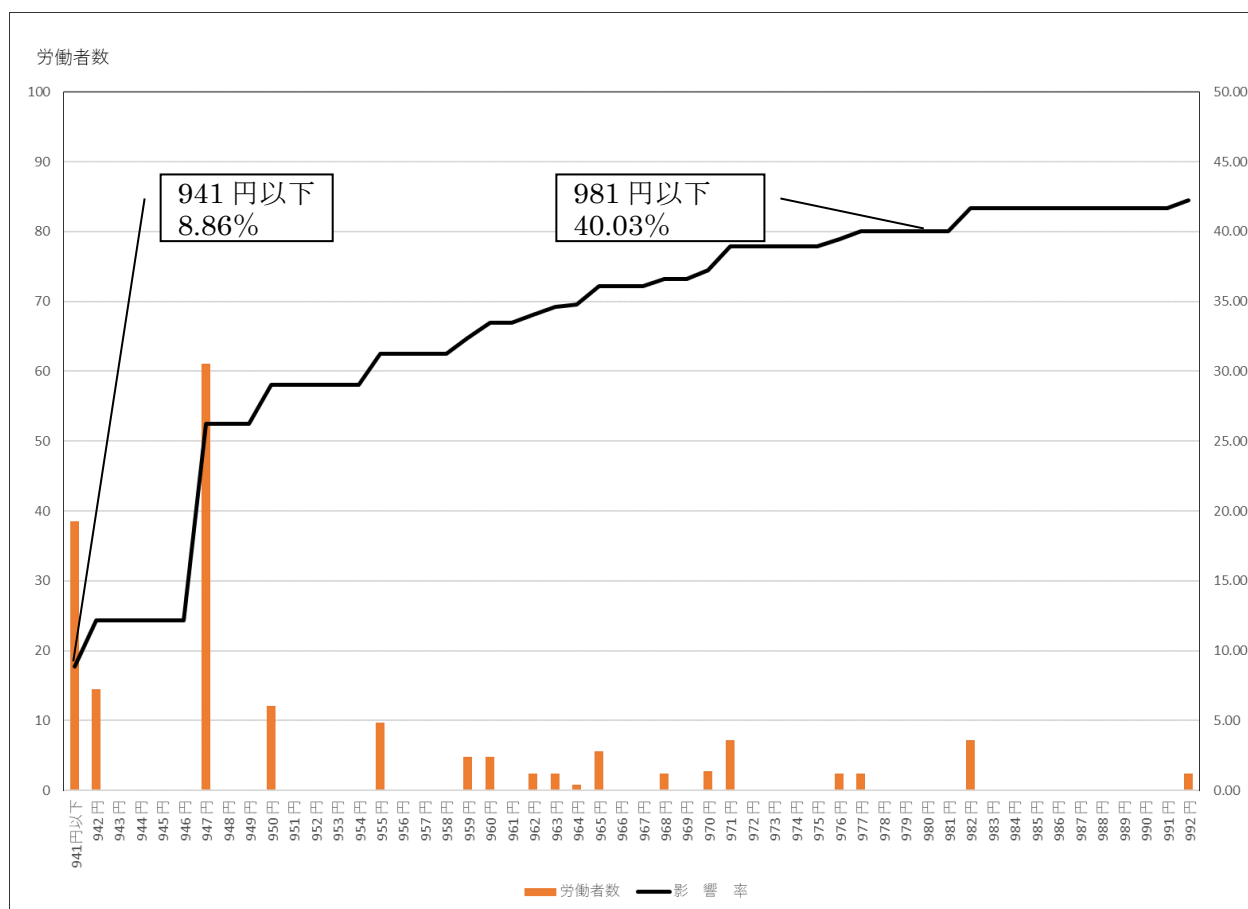
(1) 未満率の推移（令和5年～平成26年）

		未満率（%）									
年		R05	R04	R03	R02	R01	H30	H29	H28	H27	H26
最低賃金額(円)		942	911	888	885	862	841	822	805	792	777
全体		8.86	19.7	1.99	4.99	7.89	10.83	12.32	8.86	2.81	8.76
規模別	1～9人	3.23	32.1	9.09	87.50	11.76	13.64	36.00	18.89	0.00	0.00
	10～29人	42.50	36.8	2.22	4.76	45.45	30.25	37.31	21.84	0.00	0.00
	30～99人	4.08	16.0	1.54	1.03	0.00	4.44	3.21	3.59	3.58	11.19

（注1）未満率とは、設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合である。

（注2）最低賃金額の欄は、改正前の金額を表示している。

(2) 賃金分布、影響率グラフ



(3) 影響率

(単位%)

1時間あたりの賃金額	労働者数	現行最賃額との差	影響率			
			地域最賃対象計	1～9人	10～29人	30～99人
941円以下	38	-	8.86	3.23	42.50	4.08
942円(現行)	14	±0円	12.19	3.23	42.50	8.16
943円	0	+1円	12.19	3.23	42.50	8.16
944円	0	+2円	12.19	3.23	42.50	8.16
945円	0	+3円	12.19	3.23	42.50	8.16
946円	0	+4円	12.19	3.23	42.50	8.16
947円	61	+5円	26.26	3.23	75.00	20.41
948円	0	+6円	26.26	3.23	75.00	20.41
949円	0	+7円	26.26	3.23	75.00	20.41
950円	12	+8円	29.04	3.23	75.00	23.81
951円	0	+9円	29.04	3.23	75.00	23.81
952円	0	+10円	29.04	3.23	75.00	23.81
953円	0	+11円	29.04	3.23	75.00	23.81
954円	0	+12円	29.04	3.23	75.00	23.81
955円	10	+13円	31.26	3.23	75.00	26.53
956円	0	+14円	31.26	3.23	75.00	26.53
957円	0	+15円	31.26	3.23	75.00	26.53
958円	0	+16円	31.26	3.23	75.00	26.53
959円	5	+17円	32.37	3.23	75.00	27.89
960円	5	+18円	33.48	3.23	75.00	29.25
961円	0	+19円	33.48	3.23	75.00	29.25
962円	2	+20円	34.03	3.23	75.00	29.93
963円	2	+21円	34.59	3.23	75.00	30.61
964円	1	+22円	34.78	6.45	75.00	30.61
965円	6	+23円	36.07	9.68	75.00	31.97
966円	0	+24円	36.07	9.68	75.00	31.97
967円	0	+25円	36.07	9.68	75.00	31.97
968円	2	+26円	36.63	9.68	75.00	32.65
969円	0	+27円	36.63	9.68	75.00	32.65
970円	3	+28円	37.26	9.68	80.00	32.65
971円	7	+29円	38.92	9.68	80.00	34.69
972円	0	+30円	38.92	9.68	80.00	34.69
973円	0	+31円	38.92	9.68	80.00	34.69
974円	0	+32円	38.92	9.68	80.00	34.69
975円	0	+33円	38.92	9.68	80.00	34.69
976円	2	+34円	39.48	9.68	80.00	35.37
977円	2	+35円	40.03	9.68	80.00	36.05
978円	0	+36円	40.03	9.68	80.00	36.05
979円	0	+37円	40.03	9.68	80.00	36.05
980円	0	+38円	40.03	9.68	80.00	36.05
981円	0	+39円	40.03	9.68	80.00	36.05
982円	7	+40円	41.70	9.68	80.00	38.10
983円	0	+41円	41.70	9.68	80.00	38.10
984円	0	+42円	41.70	9.68	80.00	38.10
985円	0	+43円	41.70	9.68	80.00	38.10
986円	0	+44円	41.70	9.68	80.00	38.10
987円	0	+45円	41.70	9.68	80.00	38.10
988円	0	+46円	41.70	9.68	80.00	38.10
989円	0	+47円	41.70	9.68	80.00	38.10
990円	0	+48円	41.70	9.68	80.00	38.10
991円	0	+49円	41.70	9.68	80.00	38.10
992円	2	+50円	42.25	9.68	80.00	38.78

※影響率は、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。

Table with 11 columns: 時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く), 合計, 1~9人, 10~29人, 30~99人, 17歳以下, 18~19歳, 20~54歳, 55~59歳, 60~64歳, 65歳以上. Includes a '計' row and a summary row at the bottom with sub-headers for [上段] and [下段].

低賃金労働者一覧表(産業・就業形態別の対象者の一覧表)

低賃金労働者の一覧表

05年

産業:電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具就業形態:(全て)

対象者:時間給941円以下

事業所の労働者数	性	就業形態	年齢	勤続年数	賃金形態	1日の所定労働時間数	1時間当たりの所定内賃金額	備考
30～99人	女	一般	24	3月以上 6月未満	月給	7.83	¥892	
30～99人	女	一般	20	3月以上 6月未満	月給	7.83	¥892	
30～99人	女	一般	37	3月以上 6月未満	月給	7.83	¥892	
30～99人	女	一般	29	3月以上 6月未満	月給	7.83	¥892	
9人以下	女	一般	46	3年以上	月給	8.00	¥892	
10～29人	女	パート	66	3年以上	時給	6.00	¥855	18歳未満又は 65歳以上の者
10～29人	女	パート	63	3年以上	時給	6.00	¥855	
10～29人	女	パート	50	3年以上	時給	7.00	¥855	
10～29人	女	パート	52	3年以上	時給	7.00	¥855	
10～29人	女	パート	57	3年以上	時給	6.00	¥855	
10～29人	女	パート	45	3年以上	時給	7.50	¥855	
10～29人	女	パート	51	3年以上	時給	7.00	¥855	
10～29人	女	パート	47	3年以上	時給	6.00	¥855	
10～29人	女	パート	40	3年以上	時給	7.00	¥855	
10～29人	女	パート	55	3年以上	時給	7.00	¥855	
30～99人	女	パート	35	1年以上 2年未満	時給	4.25	¥910	
30～99人	女	パート	30	6月以上 1年未満	時給	6.58	¥900	
10～29人	女	パート	46	3年以上	時給	6.92	¥920	
10～29人	女	パート	52	3年以上	時給	5.92	¥910	
10～29人	女	パート	39	3年以上	時給	5.92	¥940	
10～29人	女	パート	38	3年以上	時給	5.92	¥920	
10～29人	女	パート	47	3年以上	時給	5.92	¥920	
10～29人	女	パート	41	2年以上 3年未満	時給	3.00	¥870	
10～29人	女	パート	39	2年以上 3年未満	時給	6.42	¥920	
10～29人	男	パート	47	3月未満	時給	4.92	¥870	

徳島県内の倒産件数・負債総額の推移
1 帝国データバンク

月	令和5年		令和4年		令和3年		令和2年		平成31年・令和元年		平成30年		平成29年		平成28年		月
	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	
1月	5	273	1	70	2	430	4	657	5	670	0	0	1	29	3	265	1月
2月	2	310	7	1,875	0	0	6	719	1	656	2	135	1	10	5	942	2月
3月	2	320	3	2,400	3	838	7	2,622	3	1,112	8	1,391	3	1,180	5	410	3月
4月	3	208	1	50	2	423	5	208	8	1,245	4	142	0	0	1	310	4月
5月	5	1,017	3	985	3	109	4	1,320	1	93	1	160	4	885	0	0	5月
6月	3	50	0	0	3	217	9	1448	2	338	0	0	4	310	2	100	6月
7月	2	37	3	1,490	5	836	4	383	2	47	3	431	1	50	0	0	7月
8月	4	375	4	334	1	40	3	91	1	55	2	171	4	836	7	1,040	8月
9月	3	150	3	135	3	549	4	379	5	612	0	0	4	831	1	40	9月
10月			1	74	0	0	2	350	2	212	3	977	1	16	1	65	10月
11月			3	876	2	1,770	3	613	3	659	2	306	2	300	1	10	11月
12月			1	25	1	10	0	0	6	1203	3	113	9	1,144	0	0	12月
合計	29	2,740	30	8,314	25	5,222	51	8,790	39	6,902	28	3,826	34	5,591	26	3,182	合計
1～9 月計	29	2,740	25	7,339	22	3,442	46	7,827	28	4,828	20	2,430	22	4,131	24	3,107	1～9 月計

(注1) 負債1,000万円以上の企業倒産(資料出所…帝国データバンク徳島支店)
(注2) 平成17年4月以降、倒産集計基準の変更(倒産五法による法的整理のみ集計)

徳島県内の倒産件数・負債総額の推移
2 東京商工リサーチ

月	令和5年		令和4年		令和3年		令和2年		平成31年・令和元年		平成30年		平成29年		平成28年		月
	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	
1月	5	489	1	50	2	600	4	577	5	559	3	636	1	93	5	1,463	1月
2月	2	300	6	1,091	0	0	2	320	3	1,046	1	35	1	115	3	165	2月
3月	2	80	4	2,445	3	682	11	3,057	3	1,023	7	1,750	4	1,130	5	880	3月
4月	3	140	2	83	2	628	5	240	8	1,215	5	149	1	40	2	471	4月
5月	5	605	3	1,077	3	80	4	1,360	4	123	2	173	6	945	1	65	5月
6月	2	65	1	10	4	312	9	2,772	2	341	1	65	1	135	2	72	6月
7月	4	336	3	941	5	1,497	3	426	1	27	2	255	1	100	1	103	7月
8月	2	40	4	261	2	90	2	180	2	70	1	100	4	667	7	1,233	8月
9月	4	730	2	91	3	550	5	391	5	535	1	15	4	1,020	2	220	9月
10月			1	67	0	0	2	730	2	130	4	1,161	1	461	2	270	10月
11月			4	1,216	2	1,770	3	900	3	455	2	70	2	430	1	10	11月
12月			1	10	1	10	0	0	5	878	4	82	8	653	1	20	12月
合計	29	2,785	32	7,342	27	6,219	50	10,953	43	6,402	33	4,491	34	5,789	32	4,972	合計
1~9 月計	29	2,785	26	6,049	24	4,439	45	9,323	33	4,939	23	3,178	23	4,245	28	4,672	1~9 月計